

令和3年度
Uスマート推進協議会
新規プロジェクト公募要項

令和3年 3月【改訂】
Uスマート推進協議会

目次

1	事業概要	1
(1)	背景・目的	1
(2)	実施スキーム	1
(3)	実施期間	1
(4)	Uスマート推進協議会交付金	2
(5)	Uスマート推進協議会への入会	2
2	募集内容等	2
(1)	募集テーマ（分野）	2
(2)	プロジェクトの内容	2
(3)	公募スケジュール	3
3	応募要件	4
4	質問及び回答	4
(1)	質問書の提出	4
(2)	回答	4
5	応募書類	5
(1)	事前登録書の提出	5
(2)	企画提案書等の提出	5
6	企画提案書の評価基準	6
7	選定の流れ	6
(1)	書類審査（一次審査）の実施	6
(2)	企画提案審査会（二次審査）の開催	6
(3)	選定結果の通知	7
(4)	採択後の手続き	7
8	その他の留意事項	8
(1)	公募関係	8
(2)	プロジェクト関係	8
9	連絡先	9

1 事業概要

(1) 背景・目的

Uスマート推進協議会では、まちづくりの様々な問題を解決していきながら持続的に発展していくため、あらゆる分野において先進技術をいち早く取り入れ、子どもから高齢者まで誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができるまち「スーパースマートシティ」を目指し、宇都宮市と一体となって様々な取組を推進しています。

この度、「スーパースマートシティ」の実現に向けた取り組みを加速するため、さらに幅広く実装可能性のある技術の実証実験を行っていきたいと考えております。

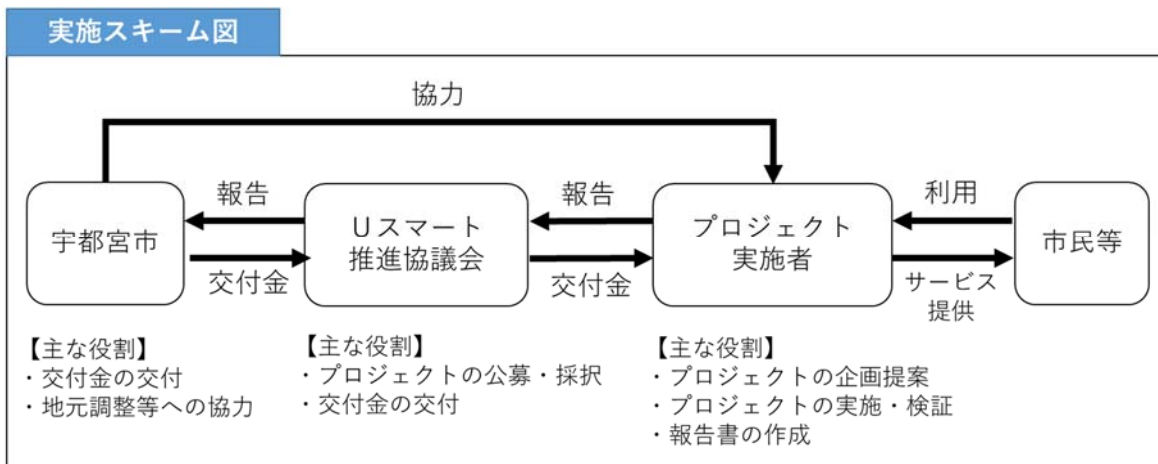
是非、宇都宮市をフィールドとしたチャレンジングな実証実験をご提案ください。

(2) 実施スキーム

今回の公募は、Uスマート推進協議会が宇都宮市から令和3年度に交付される予定の交付金を活用し、支援を行う実証実験を募集するものです。提案が採択された応募者は、交付金に基づく支援を受けながら、実証実験を企画・実施・検証します。

応募者は、本公募要項の内容を踏まえ、具体的な実証実験の内容を検討し、社会実装も見据えた効果的な実施体制を構築した上で企画提案書を作成し、応募してください。

また、必要に応じて、協議会事務局（以下「事務局」という。）と宇都宮市が連携し、地元との調整等に協力することも可能です。



(3) 実施期間

各プロジェクトの実証実験は、令和4年3月上旬までに完了させてください。

また、基本的には単年度の実証実験を想定していますが、複数年にわたる取組を予定している場合は、実証実験の全体像とその中で令和3年度に実施する実証実験を提案してください。ただし、2年目以降の実証実験の実施に当たっては、後述する交付金の配分等の観点から協議・調整を行う予定であり、2年目以降の実証実験の実施を確約するものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

(4) Uスマート推進協議会交付金

協議会が各プロジェクトに交付する交付金の支援額は、事業の内容を踏まえて個別に判断しますが、おおむね総事業費の1/2、1,000万円を上限とします。

なお、交付金の交付は、宇都宮市の令和3年度予算の成立が前提となりますので、あらかじめご承知おきください。

(5) Uスマート推進協議会への入会

提案が採択された場合は、プロジェクトの代表団体及び希望するその他の参画団体は、Uスマート推進協議会へ入会していただきます。

協議会の概要については、別紙をご覧ください。

2 募集内容等

(1) 募集テーマ（分野）

以下の5つのテーマ（分野）に関する実証実験であって、先進技術や様々なデータの利活用・連携等により、宇都宮市の地域課題の解決に資するものを募集します。すでに商品化され、社会実装が進んでいる技術等のみの提案は対象外となります。

宇都宮市における地域課題については、「宇都宮市第6次宇都宮市総合計画」(※)に記載のある「概ね10年後のあるべき姿」や「実現に向けた課題の総括」等を参考にするとともに、新型コロナウイルス感染症への対応など直近の社会情勢等を踏まえた提案を作成してください。

※<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/machi/sougoukeikaku/1012906.html>

(2) プロジェクトの内容

各募集テーマに基づく具体的なプロジェクトの内容については、応募者の創意工夫を活かしたものを求める観点から、特段の制限は設けません。各募集テーマに係る地域課題の解決に向けて、先進技術や様々なデータの利活用により、新たなサービスの創出等を目指す実証実験であれば対象とします。

なお、宇都宮市が各分野で把握している地域課題のうち、提案を期待するものについて以下のとおり示します（必ずしも提案内容をこれに従ったものに変更する必要はありません。）。

子育て

核家族化や共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などの社会環境の変化に伴い、子育て世帯が孤立し、負担感が大きくなっていることから、ICTやAI等の先進技術を活用した、地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える仕組みの構築による家庭や地域の養育力の向上に資する新たな取組が求められている。

教育

G I G Aスクール構想の実現に向けた取組として、市内の全児童生徒を対象とした1人1台端末の配備やA I型個別学習ドリルの試行的導入などを予定しているが、今後、具体的な端末使用状況をはじめとする様々なデータを活用した、児童生徒の学力向上や教員の指導改善に資する新たな取組が求められている。

また、本市においては歴史文化に関する資源が各地域に点在しており、各地域に所在する歴史文化資源や展示施設への興味を喚起し回遊を促す取組が求められていることから、先進技術を活用した、利用者への効果的な情報発信や回遊の促進に資する新たな取組が求められている

健康

生活習慣病の予防に向け、一人でも多くの市民が積極的に健康づくりに取り組み、また、継続してもらうため、宇都宮市の「健康ポイントアプリ」などのI C Tツールと連動させた運動量の向上、食生活の見える化や改善など、「健康寿命の延伸」に資する新たな取組が求められている。

福祉

少子高齢化の急速な進展により、高齢者施設・障がい福祉施設等における介護人材の不足が見込まれる中、先進的な技術・サービスを活用した、従事者の負担軽減や業務効率化、サービスの質の向上に資する新たな取組が求められている。

エネルギー

令和2年3月に宇都宮市が宣言した「環境未来都市うつのみや」の実現やSDG sの達成に向け、水素エネルギーなど新たな環境技術の積極的な活用による脱炭素型社会の構築に資する新たな取組が求められている。

(3) 公募スケジュール

内容	日時
公募の開始	令和3年2月16日(火)
質問書の提出期限	令和3年3月5日(金) 15時
質問書に対する事務局の回答	令和3年3月15日(月)頃
事前登録書の提出期限	令和3年 3月17日(水) 15時 <u>3月31日(水) 15時【延長】</u>
企画提案書等の提出期限	令和3年 3月31日(水) 15時 <u>4月12日(月) 15時【延長】</u>
企画提案審査会(※)	令和3年 4月19日(月) 以降 <u>4月30日(金)以降【延長】</u>

審査結果の通知	令和3年5月中旬 下旬【延長】
---------	--------------------

※ 企画提案書の内容に基づく書類審査（一次審査）を行い，書類審査通過者にのみ，企画提案審査会（二次審査）に係る日時等を連絡します。

3 応募要件

本公募に応募する者は，以下の要件を全て満たす必要があります。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・ 宇都宮市入札参加停止等措置要領の措置基準に基づく入札参加停止期間又は入札参加保留中ではないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし，手続き開始の決定後，宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- ・ プロジェクト実施者が本市の市民税等を滞納していないこと。

4 質問及び回答

(1) 質問書の提出

① 提出書類

「質問書」（様式第1号）

② 提出方法

電子メールにて提出してください。メールの件名（題名）は，「【Uスマート公募質問書】事業者名」としてください。

また，送信エラー等のトラブルを防止するため，メール送信後，必ずメールを送信した旨の電話連絡をお願いします。

提出先のメールアドレス及び電話番号は，本資料「9 連絡先」のとおりです。

③ 提出期限

令和3年3月5日（金）15時

(2) 回答

全ての質問書に関する回答は，公平を期すため，令和3年3月15日（月）を目途に，協議会ホームページ（宇都宮市ホームページ内）において，質問者の団体名等を伏せた形で行います。

5 応募書類

(1) 事前登録書の提出

本事業への応募を希望される方は、必ず事前登録書を提出してください。

① 提出書類

「事前登録書」(様式第2号)

② 提出方法

電子メールにて提出してください。メールの件名(題名)は、「【Uスマート公募事前登録書】事業者名」として下さい。

また、送信エラー等のトラブルを防止するため、メール送信後、必ずメールを送信した旨の電話連絡をお願いします。

提出先のメールアドレス及び電話番号は、本資料「9 連絡先」のとおりです。

③ 提出期限

令和3年3月17日(水)15時

3月31日(水)15時【延長】

④ その他

事前登録書を提出したとしても、企画提案書の提出を見送ることは可能です(連絡不要)。また、事前登録書に記載した内容について、企画提案書の提出段階で変更しても差し支えありません。

(2) 企画提案書等の提出

企画提案書は、必ず指定の様式を使用してください。審査は、企画提案書の内容を基に行います。

① 提出書類

「企画提案書(概要版)」(様式第3号)

「企画提案書」(様式第4号)

「応募者(代表団体)の概要を示す書類」(会社パンフレット等、様式任意)

② 提出方法

電子メールにて提出してください。メールの件名(題名)は、「【Uスマート公募企画提案書】事業者名」として下さい。

また、送信エラー等のトラブルを防止するため、メール送信後、必ずメールを送信した旨の電話連絡をお願いします。

提出先のメールアドレス及び電話番号は、本資料「9 連絡先」のとおりです。

③ 提出期限

令和3年3月31日(水) 15時

4月12日(月) 15時【延長】

④ その他

提出期限を過ぎて提出された企画提案書については、原則、無効とします。また、提出期限後の企画提案書の差し替え等はできません。

6 企画提案書の評価基準

企画提案書の評価に当たっては、以下の評価基準に基づき、総合的に実施します。

項目	基準
先進性	・先進技術や様々なデータ（本プロジェクトで収集するデータ以外を含む）の利活用により新たなサービスの創出等を目指す取組であること。
公共性	・宇都宮市の地域課題を的確に把握していること。 ・取組の内容が地域課題の解決に寄与することが見込まれること。
実行性	・KPI等の目標が設定されており、実証実験後の検証方法（検証項目、検証方法）が明確化されていること。 ・実証実験の推進体制、役割分担が整理されていること。 ・スケジュール、事業費等が取組内容に照らして現実的であること。
事業性	・事業化を見据えたビジョンが明確に設定され、実証実験から実装までの進め方（ロードマップ）が適切に設計されていること。 ・事業主体を含めた現実的かつ具体的なビジネスモデルが検討されていること。

※上記に加え、宇都宮市内に本社・本部機能がある企業・団体が実施体制に参画している場合は若干の加点を行う。

7 選定の流れ

(1) 書類審査（一次審査）の実施

企画提案書の内容に基づく書類審査（一次審査）を行います。

企画提案審査会（二次審査）に関する案内は、書類審査（一次審査）通過者にのみ連絡します。なお、当該案内は、代表団体宛に、企画提案審査会の2営業日前を目途として電子メール及び電話にて通知します。

(2) 企画提案審査会（二次審査）の開催

① 企画提案審査会

提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づくプロジェクト選定に係る審査の実施を目的として、Uスマート推進協議会会長、副会長、民間企業代表で構成

される企画提案審査会を設置します。

【企画提案審査会】

Uスマート推進協議会 会長 早稲田大学 教授 森本 章倫
〃 副会長 宇都宮市 副市長 鎌田 秀一
〃 民間代表 宇都宮大学 准教授 長田 哲平

※ 公募・選定期間中に審査会の委員に選定の陳情等を行った応募者は、選定対象から除外します。

② 審査方法

企画提案審査会において、企画提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の結果に基づき、審査します。

プレゼンテーションは、オンライン方式により行います。

③ 資料

提出した企画提案書に基づきプレゼンテーション及び質疑応答を行ってください。

資料は、必ず事前提出したものを使用することとし、画面共有機能により資料を表示しながら説明してください。なお、事前提出資料以外は使用できません。

④ 実施方法、時間

- ・ 実施方法：オンライン方式（Microsoft Teams を使用）
 - ・ 出席者：3名まで
 - ・ 時間：30分（説明15分、質疑応答15分）
- ※ プロジェクトの主担当者が説明してください。

(3) 選定結果の通知

企画提案審査会終了後、各応募者に対して、5月中旬頃を目途に事務局から選定結果を電子メール及び電話にて通知します。また、採択した応募者には、交付金に係る内示額を併せて通知します。

なお、審査内容に関する質問にはお答えしかねますので、あらかじめご了承ください。

(4) 採択後の手続き

- ・ 採択後は、事務局とプロジェクトの進め方などについて調整を行い、事業計画等を具体化し、その後、協議会の総会において、協議会全体のプロジェクトの事業計画や収支予算について決定します。
- ・ 協議会内における構成団体間の連携促進等の観点から、各構成団体は他の構成団体が実施するプロジェクトに対して自由に共同実施の提案等を行うことができることとしています。他の構成団体から共同実施の申出があった場合には、共同実施の可能性について検討を行ってください。なお、必ずしも共同実施を義務付けるもの

ではありませんので、具体的な申出の内容（役割分担や事業費負担などを含む。）に応じて個別に協議・判断してください。

8 その他の留意事項

(1) 公募関係

- ・ 企画提案及び企画提案書作成に要する全ての費用は、応募者の負担とします。
- ・ 企画提案書の内容に係る一切の情報について、事務局は、プロジェクトの選定を行う企画提案審査会のみで利用するものとし、応募内容の秘密は厳守します。ただし、採択したプロジェクトに係る「企画提案書（概要版）」（様式第3号）については、原則、公表します。
- ・ 応募書類は、返却しません。
- ・ 応募書類の著作権は、提出者に帰属します。
- ・ 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は応募者が負います。
- ・ 協議会が提供する資料は、協議会に関する検討以外の目的で使用することはできません。

(2) プロジェクト関係

- ・ プロジェクトの実施については、原則、各プロジェクトの実施者が、事前準備、実証実験の実施、検証までを行うこととします。プロジェクト実施の際は、関係法令を順守し、事業の安全性を確保して実施してください。
- ・ プロジェクト実施者の責任で事業を実施するものとし、プロジェクト実施に関して発生した損害等についてはプロジェクト実施者が負担します。
- ・ プロジェクトの実施により得られたデータ・知見については、個人情報や競争的な領域に属するものを除き、協議会構成団体間で共有することを基本とします。プロジェクト実施者は、プロジェクト終了後に実施報告書を作成するほか、プロジェクトで取得するデータの一覧をプロジェクト開始前に作成し、共有可能な範囲などを示してください。詳細は、別途事務局から案内します。
- ・ プロジェクトの実施に当たっては、可能な限り広く市民や事業者に参加を呼び掛けるなど、市民や事業者が先進技術や新たなサービスに対する理解を深められる工夫を行ってください。

9 連絡先

Uスマート推進協議会事務局

(宇都宮市 総合政策部 ~~政策審議室~~ ~~スマートシティ推進室内~~)

スーパースmartシティ推進室内

住 所：〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1-1-5 宇都宮市役所5階

電 話：028-632-5114

FAX：028-632-5422

メール：u-smart@city.utsunomiya.tochigi.jp